

2011年9月26日

国際環境NGO FoE Japan(フレンズ・オブ・ジ・アース・ジャパン)
福島老朽原発を考える会(フクロウの会)

原子力損害賠償紛争審査会
委員各位

線量が高い地域から「自主」避難をせざるをえなかった人々の声をきいてください
被害を小さくみせかけないでください

私たちは、福島の子どもたちを守るために活動を続けている市民団体です。9月21日の審査会での議論を傍聴し、このままでは、4月22日以降、放射線量が高い地域の方々が自らの判断で避難した場合、政府が極めて一方的に定めた「避難区域」の外であるというだけで賠償の対象とならないのではないかと、危惧と焦りを感じています。

私たちは活動を通じて、放射線量が高い地域の方々の声に接してきました。避難区域外であるというだけで半年以上も賠償の対象にならず、子どもを守るために借金覚悟で自主避難を決断する方も、母子だけで避難した方も、あるいは経済的な問題から、不安と罪悪感にさいなまれながら、とどまらざるを得ない方も多いいらっしゃいます(別紙1)。行政は住民を駆り出して除染を行っていますが、除染の効果はせいぜい1~2割で、除染しても雨が降ればまわりの山林から放射性物質が流れ込み、もとの黙阿弥という場所も少なくありません。自主避難した方も、経済的に苦しんでいらっしゃる方々もいます。

たとえば福島市の大波地区。住民は線量の計測を自主的に行い、事故直後から線量が高いことを危惧していました。国の測定でも比較的高い線量が観測されていましたが特に動きはありませんでした。福島市が6月17日と20日に行った計測では、地区内の2箇所で3マイクロシーベルト/時を超えるました。国が7月に実施した自動車サーベイで、3.1マイクロシーベルト/時以上を計測した場所が多かったのにもかかわらず(図1)、その後実施した詳細調査で3.1マイクロシーベルト/時を超えた場所がないことを理由に、国や市は同地区を避難勧奨地点には指定しませんでした(表1)。説明会が開かれたのは9月3日で、事故から半年近くたっていました。3.1マイクロシーベルトは放射線管理区域基準(0.6マイクロシーベルト/時相当)の5倍以上の線量です。

伊達市や南相馬市では、子どもや妊婦への基準が設けられたのですが、福島市・大波地区では、子ども・妊婦を問わず同じ基準が適用されました。

9月3日開催された説明会で、福島市は「経済がダメになるから避難ではなく、除染を選択する」と大波地区の住民に説明しています。しかし、福島市の調査によれば、除染による効果は1m高で6.7%、50cm高で11.8%にとどまっています(図2)。しかも周囲を山に囲まれており、雨のたびに山から放射能を含む土が流れ込む位置にあります。

大波地区の住民は、高い線量が観測されているながら半年近くも放置され、あげく「避難より除染を選択する」との姿勢により、子ども基準も設けられずに避難勧奨の指定から外され、なかなか効果が上がらない除染に駆り出され、被ばくを強いられるという状況に置かれています。

どうか想像してみて下さい。

一般人の立ち入りが禁止され、厳重に管理されている放射線管理区域（0.6 マイクロシーベルト／時に相当）以上の環境が広がっている中、そこで自分たちの子どもを遊ばせ、学ばせ、そこでずっと生活させることに不安を感じることは無理からぬことではないでしょうか。
これから子どもを産み、育てる女性が、そんな場所で出産を決断するでしょうか。

ましてや、現在、食品の暫定基準値がきわめて高く設定され、福島県下の学校で県産材がむしろ積極的に利用されてきた中、福島の子どもたちは、食品を通じた内部被ばくの危機にすらさらされているのです。

そうした地域から避難し、被ばくを可能な限り避けることは「合理的」ではないのでしょうか。

9月3日開催された大波地区における説明会で、住民は以下のように反発しています。

- 「烟は4μを越える、烟で長い時間を過ごす人が多い。なぜ生活の場である烟を測らないのか？」
- 「線量が下がってから測っている。指定されないのは納得できない」
- 「法令で定められた年1ミリをもとに避難基準を設定すべきではないか」
- 「子どもたちは既に内部被ばくをしている。すぐに避難させて欲しい」
- 「すべての子どもたちの避難に補償を出して欲しい」
- 「山や烟の除染は不可能ではないか？」
- 「除染でさらに被ばくさせられるのは納得できない」

さらに、最後に「万が一、将来ガンになったときに、東電は補償してくれるのか？」という住民の問いかけに対して、居合わせた東京電力は、以下のように回答しました。

東電：因果関係が証明できない場合は、補償しない。

言うまでもなく、放射能の影響によってガンの発症率が統計学的に有意に高まったことが医学調査により証明できたとしても、ある個人のガンの原因が、放射能の影響なのか、他の理由によるものなのかを区別することは不可能です。東電の回答は、すなわち補償しない、ということを明確に言い切ったこととなります。

このような状況に置かれた住民が、自らの身を守るために、避難を選択することは、合理的と言えるのではないですか？

国が設定した避難基準（年20ミリシーベルト）は、今までの日本の法令や国際的な常識に比してもあまりに高い基準です（注）。今までの日本の法令は社会的な合意のもとに制定されてきたはずであり、この20倍もの被ばくから住民が回避しようと行動することは、合理的と言えるのではないですか？

原子力安全委員会は、「現存被ばく状況にある（すなわち残留した放射性物質による被ばくが一定レベル以下に管理可能である。）ことについての判断の「めやす」を設定するに当たっては、予想される全被ばく経路（地表面沈着からの外部被ばく、再浮遊物質の吸入摂取に

よる内部被ばく、飲食物等の経口摂取による内部被ばく等)からの被ばくを総合的に考慮しなければならない。この「めやす」の設定においては、空間線量率(μ Sv/h)、土壤の放射能濃度や表面沈着濃度(Bq/kg、Bq/m²)を使用することも考えられる。」(平成23年7月19日「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」)としていますが、線量の基準には、内部被ばくや土壤汚染についての考慮はありません。

またICRPの勧告に従えば、現存被ばく状況に適用されるバンドの1?20mSv/年の下方の線量を選定することになります。これは20ミリならばよいという意味ではなく、原子力安全委員会によっても、20ミリシーベルトは安全基準ではなく、これを安全だと認めた国側専門家は誰もいません。ICRPは、長期的には、年間1mSvを目標とするとして、そのためにあらゆる措置をとることを求めていますが、福島市や郡山市を含む現存被ばく状況にあるとされる地域において、住民は半年以上も放置され、自主避難を余儀なくされているのです。

線量の高い地域に暮らす住民が、経済的な事情が理由で避難を妨げられてはなりません。こうしている間にも、住民たちは被ばくを重ねているのです。これは人道上の罪です。

さらに「自主」避難した方々は、原発事故さえなければ、そのような避難をする必要はなかった点にもご留意ください。これは、原発事故が故の厳然たる被害なのです。

どうぞ以上の事情をご勘案の上、自主避難の賠償を幅広くお認めくださるようお願いいたします。

以上

連絡先：国際環境NGO FoE Japan（フレンズ・オブ・ジ・アース・ジャパン）

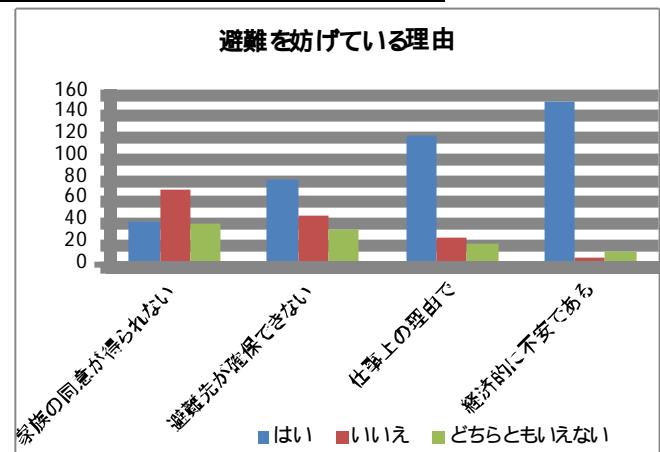
満田（みつた）090-6142-1807

E-mail: finance@foejapan.org

Tel: 03-6907-7217 Fax: 03-6907-7219

<自力(自主)避難者・避難希望者の声から>

- ? 5月に出産しました。3才になる子もいます。駐車場で10マイクロシーベルト以上。家の中ですら0.5マイクロシーベルト前後あります。恐ろしくて住めません。子供を病氣にするつもりで産んだんじゃない。借金覚悟で逃げるしかありません。
- ? 線量が高い。家中で1μSv/時を越えます。そんな環境に子供を住まわせていいのかと不安で、埼玉に避難を決めました。
- ? 避難したいのですが、昨年家を購入してローンもあり、二重生活をしていく自信がありません。
- ? 毎日見えない恐怖におびえながらも避難したくても避難できない状況に苦しんでいる。
- ? 自主避難扱いで公的支援がほとんど受けられません。このままこの状態が続くと生活も安定せず非常に苦しい状況に追い込まれそうです。
- ? 避難することは決めたが、自主避難は個人負担があまりにも大きく、住居、仕事など問題が山のようにある
- ? 両親や夫に、チェルノブイリの強制避難地域と同じくらい放射能で汚染されているといつても、
メディア・行政が放射能がたいしたことではない
と言っているのを信じていて、避難を真剣に考えてくれない。
- ? 何も補償がない中で、家族がバラバラになり二重生活による経済的負担が苦しい。
- ? 少しでも危険性があるならば、子供たちを避難させてから調査をしてほしい。
- ? 避難先での就労は避難を考えている方々の一番の不安要因です。
- ? 放射線安全キャンペーンをやめること、風評被害と言わずに、原発事故による損害とちゃんと言うこと
- ? 全国で無料で被ばく検査と治療を受けられるようにしてほしい
- ? 福島県民は暑さと、ストレスと、見えない敵(放射線)と戦っています。本当に毎日が不安で不安で…精神的にも体力的にも限界です。
- ? 具体的な費用もですが、仕事など将来へ希望を持って前をむける支援を。
- ? 除染に時間がかかるなら、子供たちを一時的に避難させてください。お願いです、子供たちの未来を守る為、避難を勧めてください！！
- ? 家のローンを無しにしてもらえない生活ができない。
- ・心配する保護者を「放射能恐怖症」などとする政府の原発安心キャンペーンを止めて欲しい。
 - ・生活圏・教育圏での集団疎開、地域性を保持したままの集団疎開、避難している間の徹底した除染を希望します。
 - ・郡山市は線量が高く(1から2マイクロシーベルト毎時)子供を安全に育てられる環境ではないと判断し避難させることにした。自分はなかなか避難できない状況である。



自主避難に関するアンケート結果(2011年7月25日)
FoE Japan、福島老朽原発を考える会(フクロウの会)実施

アンケートは2011年7月に福島老朽原発を考える会(フクロウの会)と国際環境NGO FoE Japanが行い、272名から回答をえました。…詳しくはFoE Japanのウェブサイトにて
<http://www.foejapan.org/energy/news/p110725.html>



図1 福島市・大波地区の放射線量

年20ミリシーベルトに相当する高い計測結果を示しているが、同地区は避難区域には指定されていない。

出典：自動車走行サーベイによる福島市内モニタリング調査結果（平成23年7月15日）

原子力災害対策現地本部（放射線班）、県災害対策本部（原子力班）

表1 環境放射線モニタリング詳細調査結果（大波地区）

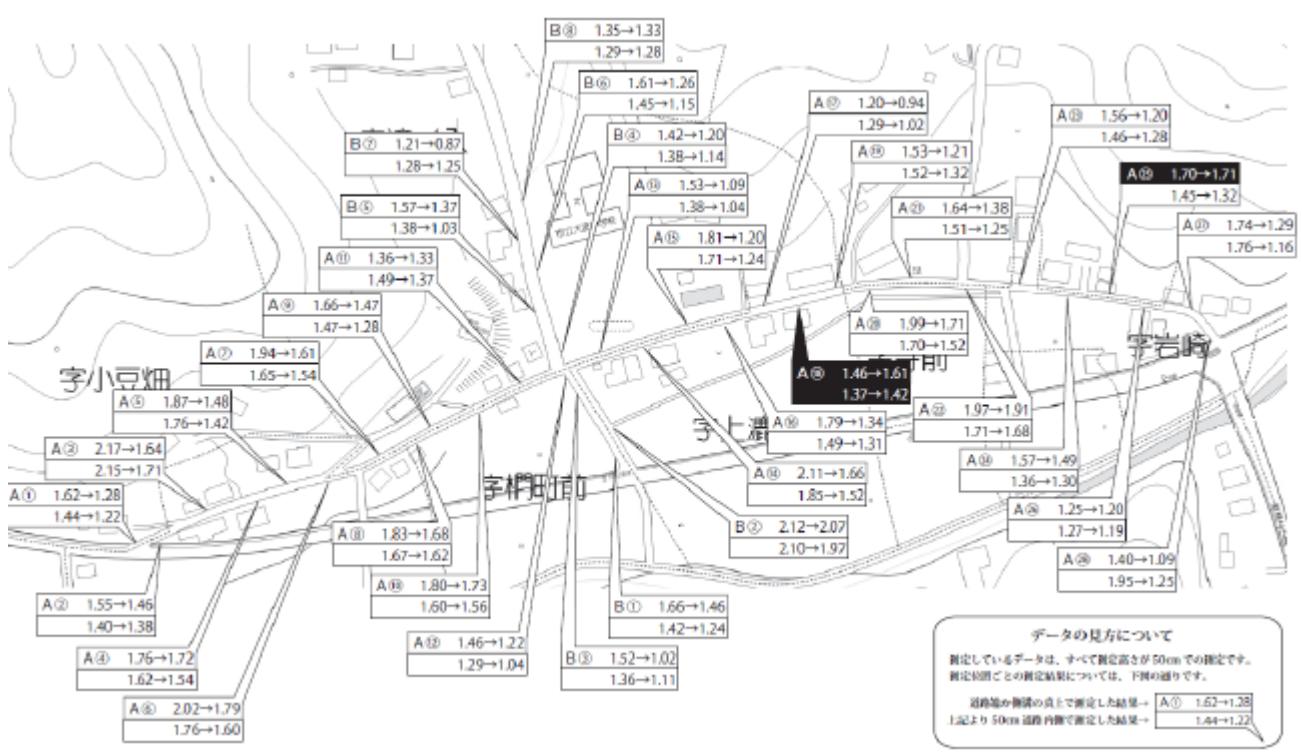
測定日：7月23日、26日～28日、測定点：370地点

単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$
高さ1mでの、庭先と玄関先の高い方の値

地区名	地点数	最小値	最大値	地区名	地点数	最小値	最大値	地区名	地点数	最小値	最大値
字星ノ宮・測ノ上	7	1.7	2.6	字清水・笠石山	5	1.3	2.2	字曲ヶ坂	6	1.2	1.6
字大西・住吉	8	1.8	2.3	字入笠石・笠石	10	1.4	2.8	字茅久保・八才子	7	0.87	1.4
字鳥谷平・五倫平	10	1.0	2.2	字上屋敷	5	1.4	2.3	字高森	8	1.1	1.4
字堀町	8	0.84	2.0	字竹ノ内・上屋敷前	9	1.1	2.3	字一里塙入・一里塙	15	1.0	2.0
字岩崎・冷田山・四条内	7	0.64	2.9	字古戸	6	1.2	2.1	字久保	5	1.0	1.6
字岩巡	6	1.4	2.4	字黒森・通草作	11	1.1	2.4	字中田・染屋・荻田	8	1.2	1.8
字寺前・寺道・下染屋	12	1.2	2.4	字館・水戸内	18	0.24	2.3	字大柄・当下さい	6	0.97	1.8
字上淵内・堀町前・藤四郎内・寺脇・平山	9	0.94	1.8	字姥ヶ懐	6	1.7	2.1	字小畠沢・小畠沢山・台田	7	1.1	1.5
字小瀧ノ入	9	0.83	1.4	字黒志田	6	0.98	1.8	字岡谷地・反田	8	0.99	1.6
字上田代山・志田・大林	6	1.6	2.3	字真垣	7	1.2	2.1	字笈ヶ森・与五郎・新田・新田入・新田下・新田山	8	1.0	1.5
字桐ヶ作・滝ノ入	9	0.74	1.3	字土屋場・荻久保入向	8	1.2	1.9	字塩ノ平・塩ノ平山	9	1.2	2.2
字石田	6	0.98	1.8	字熊野山	6	0.88	1.8	字菖蒲沢	5	1.1	1.5
字古内・笊内・小豆畑	13	1.6	2.3	字戸石	9	1.0	2.2	字城前・水戸内向	50	1.1	2.7
字古内前・若地・斎久保	7	1.2	2.3	字荻久保・奈良婦	5	1.4	2.1	大波地区全体	370	0.24	2.9

➡ 年間20mSvを超えると予測される地点（測定時で3.1 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ）は無し
とはいえ、軒並み、放射線管理区域（0.6 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上）

出典：福島市



【測定高さごとの除染効果】

(単位：マイクロシーベルト／時間)

測定箇所	除染前	除染後	除染率 (パーセント)
測定高1センチメートル	2.4	1.8	25.0
測定高50センチメートル	1.7	1.5	11.8
測定高1メートル	1.5	1.4	6.7

図2 大波小学校通学路除染モデル事業測定結果（測定位置：側溝上・道路端ならびに内側50cm、高さ50cm）

出典：大波地区での放射能除染事業の結果（速報）について（福島市）

注）20ミリシーベルトは日本の法令や国際的な基準に比して高すぎる。

- 法令による公衆の年間の線量限度は1ミリシーベルトである（原子炉等規制法）
- 放射線管理区域は年5.2ミリシーベルト：放射性管理区域では、労働法規により、18才未満の労働は禁じられている。放射能マークを掲示し、子どもを含む一般人の立ち入りは禁じられ、厳格な放射線管理が行われ、事前に訓練を受けた者だけが立ち入ることのできる区域である（電離放射線障害防止規則など）
- 原子力発電所等の労働者がガンや白血病で亡くなった場合の労災認定基準は、年5ミリシーベルトからと定められている。過去35年で10人が累積被ばく線量などに基づき労災が認定されており、累積被ばく線量5.2ミリシーベルトで認定された事例もある。
- チェルノブイリ原発事故を踏まえ、1991年には周辺諸国において下記のような避難区域が設定された。

チェルノブイリ事故後、設定された避難区域

	土壤汚染 セシウム 137 (kBq/m ²)	被ばく量
特別規制ゾーン	1480以上	日本の場合、計画的避難区域(20ミリシーベルト以上)
移住の義務ゾーン	555以上	5ミリシーベルト以上
移住の権利地域	185～555	1ミリシーベルト以上
徹底的なモニタリングゾーン	37～185	0.5～1ミリシーベルト

出典:Vladimir P. MATSKO and Tetsuji IMANAKA(1997):Legislation and Research Activity in Belarus about the Radiological Consequences of the Chernobyl Accident: Historical Review and Present Situationおよび2011年8月20日、イリーナ・ラブンスカ／グリーンピース・エクセター研究所主任研究員講演より作成 5